

# 「さぬき瀬戸」パートナーシップ協定書（例）

パートナー（以下「甲」という。）、長（以下「乙」という。）並びに香川県知事（以下「丙」という。）は、「さぬき瀬戸」パートナーシップモデル事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1 甲は、丙が管理する海岸の一定区間について、清掃などの美化活動や愛護活動等（以下「活動」という。）を行い、乙と丙はこれを支援する。

## （活動区間）

第2 甲は、海岸（ ～ 間）の区間で、活動を行う。

## （パートナーの役割）

第3 甲は、活動区間内において次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 清掃、草刈等の美化・愛護活動
- 二 花などの植栽
- 三 その他パートナーシップとして認められる活動

2 前項の活動は、年間2回以上かつ2年間以上行う。

3 甲は、回収したごみの分別方法は、活動する場所に応じたものとする。

## （支援）

第4 乙と丙は、実施要領第6に掲げる事項について支援を行う。

## （留意事項）

第5 甲は、活動を行う場合は「活動にあたっての留意事項」に留意する。

## （疑義の決定）

第6 この合意について、疑義が生じたときは、甲、乙並びに丙が協議のうえ定める。

この合意を証するため、本書を三通作成し、各々一通保有する。

平成 年 月 日

甲 パートナー                      パートナー名  
氏                                      名

乙                      市(町)                      市 (町) 長

丙 海岸管理者                      香 川 県 知 事